

## <報道発表資料>

---

令和 4年12月 5日

### 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の認定手続における 個人情報を含む文書の誤送付について

令和4年12月2日、県が実施する長期優良住宅の普及の促進に関する法律の認定手続において、個人情報を含む文書を第三者へ誤送付する事案が判明しました。

#### 1 概要

令和4年11月30日、熊谷建築安全センターが実施する長期優良住宅の普及の促進に関する法律の認定手続において、個人情報を含む文書を申請者へ送付した。

令和4年12月2日、送付先の申請者から熊谷建築安全センターへ連絡があり、誤って個人情報を含む文書を別の申請者へ送付していたことが判明した。

令和4年12月5日、誤送付した文書は熊谷建築安全センターへ返却されている。

《誤送付した文書・件数・文書に含まれる個人情報等》

(1) 文書

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書及び認定申請書副本

(2) 件数

1件

(3) 文書に含まれる個人情報等

申請者の氏名及び住所、電話番号、印影、認定番号、建築場所、建築計画、  
設計者氏名

#### 2 原因

文書を封入する際に、申請者名と封筒の宛名の照合を一人の職員が行っており、確認作業が徹底されていなかった。

### **3 対応**

申請者など関係する全ての方々に事実関係をお知らせした上で、直接謝罪します。

### **4 再発防止策**

外部へ送付する文書については、封入する前に複数の職員で宛名と内容物の確認を徹底します。

### **5 担当者等**

熊谷建築安全センター 確認・安全担当（熊谷市新堀500）

電話 048-533-8775